

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	所得拡大促進税制の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	<p>【制度の概要（現行の要件）】</p> <p>青色申告書を提出する事業者が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人の場合は平成26年から平成30年までの各年）に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業者の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合※以上であるとき（次の①及び②要件を満たす場合に限る。（注1））は、その雇用者給与等支給増加額の10%（注2）について法人税・所得税から税額控除ができることとする。ただし、上限を法人税額・所得税額の10%（中小事業者は20%）とする。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと ② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること</p> <p>（注1）中小企業者等以外の法人については、①②に加え、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることを要件とする。</p> <p>（注2）中小企業者等以外の法人については、控除税額を雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額とする。中小企業者等については、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額とする。</p> <p>（注3）※を満たすのに必要な割合は、適用年度が平成26年度又は平成27年度である場合は2%、平成28年度は3%、平成29年度は4%、平成30年度は5%とする。ただし、中小事業者については適用年度が平成29年度又は平成30年度である場合3%とする。</p> <p><法人住民税の取り扱い></p> <p>当該税制は地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号により遮断処置が講じられているが、中小企業者等については地方税法附則第8条第13項により平成27年4月1日から平成30年3月31日までに開始する各事業年度分に限り、連動するもの。</p> <p><事業税の取扱い></p> <p>地方税法附則第9条13項及び地方税法附則第9条14項（連結申告法人）により、法人事業税付加価値割の課税標準である付加価値額から、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下、「雇用者給与等支給増加額」）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上である等税特別措置法第42条の12の5及び同第68条の15の6の要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整措置を講じた金額（※1）を控除するもの。</p> <p>（※1）雇用者給与等支給増加額 × $\frac{\text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額}}{\text{収益配分額}}$</p>		
		ページ	12—1

	<p>【要望の内容】</p> <p>賃上げとそれに伴う消費の拡大を実現するために、生産性を向上させ、企業が自律的に賃上げを実施する環境整備を行う観点から、賃上げの実施に加え人材投資を増加させている企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する。また、中小企業については、生産性の低い業種に対して重点支援を行う。加えて、賃上げに取り組んでいる中小企業が本税制をより活用しやすくするため、要件を緩和する。</p> <p>(1) 税額控除を拡充</p> <p>① 前年度から、教育訓練費を一定割合増加させた企業については、雇用者給与等支給増加額の一定額を税額控除する。</p> <p>② 中小企業に対しては、新たに外部から中核人材を採用した場合、給与等支給増加額の一定額を税額控除する。</p> <p>③ 中小企業に対しては、生産性が低い業種に分類される場合、給与等支給増加額の一定額を税額控除する。</p> <p>(2) 制度の要件緩和(中小企業)</p> <p>要件①(雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと)の見直し。</p> <p>〈法人住民税〉</p> <p>上記要望が認められた場合、中小企業者等については法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する(租税特別措置法第42条の12の5及び同第68条の15の6において措置された場合、中小企業者等については国税との自動連動を図る。)とともに、適用期間を平成32年度末まで延長する。</p> <p>〈事業税〉</p> <p>上記要望が認められた場合、法人事業税についても同様の効果を適用する(租税特別措置法第42条の12の5及び同第68条の15の6において措置された場合、国税との自動連動を図る。)とともに、適用期間を平成32年度末まで延長する。</p>
<p>関係条文</p>	<p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第13項、地方税法附則第9条13項、地方税法附則第9条14項</p>
<p>減収見込額</p>	<p>[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位: 百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、賃上げとそれに伴う可処分所得の増加を通じた消費の拡大が重要。所得と消費を拡大し、経済の好循環を作り出すための税制措置を実施することで、さらなる経済成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、賃上げ率の伸び幅は縮小傾向にある中で、経済の好循環を実現するためには企業の賃上げを促進することが必要。また、外部環境に関わらず企業が賃上げを行う環境を整えることも重要。このためには生産性の向上が王道であり、生産性向上のため、人材投資を増加させつつ賃上げを実現している企業については、支援を強化する。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抜粋） 賃金引上げと労働生産性向上 過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率 3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 28 年 6 月 9 日閣議決定）（抜粋） （1）可処分所得の拡大 アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、過去最高の企業収益を継続的に賃金引上げに確実につなげ、賃金引上げが継続するという共通の認識を醸成することにより、消費の拡大を図る。また、長時間労働是正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善等も必要である。こうした取組を通じて、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環を更に確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。</p> <p>○働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定） （抜粋） 3. 賃金引上げと労働生産性向上 （1）企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善 アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。 このため、最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>
	政策の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	計画的・持続的な賃上げ環境を実現する観点から、適用期間を平成 32 年度末まで延長する等の措置を講ずる。
	同上の期間中の達成目標	精査中
政策目標の達成状況	<p>平成 27 年度適用実績は以下のとおり。</p> <p>大企業……3,980 件、1,724 億円 中小企業…86,614 件、1,050 億円</p> <p>本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年以降 4 年連続で高水準の賃上げが行われている。</p> <p>※春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 2014 年:2.07%、2015 年:2.20%、2016 年:2.00%、2017 年:1.98%</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制措置により、賃上げ促進が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><法人税> 平成 27 年度適用実績は以下のとおり。 大企業……3,980 件、1,724 億円 中小企業……86,614 件、1,050 億円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 27 年度適用実績は以下のとおり。 都道府県民税……36 億円 市町村税……105 億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年以降 4 年連続で高水準の賃上げが行われている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>4 年連続、2%程度の高水準の賃上げを達成しているが、2017 年においては賃上げ率が鈍化。 ※春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 2014 年:2.07%、2015 年:2.20%、2016 年:2.00%、2017 年:1.98%</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度要望において新設。 平成 26 年度要望において拡充・延長。 平成 27 年度要望において拡充。 平成 29 年度要望において拡充</p>
<p>ページ</p>	<p>12—5</p>